

平成30年第2回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	平成30年3月7日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	平成30年3月12日 午前9時 平成30年3月12日 午前10時32分			議長 西原 好文	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	金 丸 祐 樹	○	6	三 苫 紀 美 子	○
	2	淵 上 正 昭	○	7	吉 岡 隆 幸	○
	3	田 中 宏 之	○	8	土 淵 茂 勝	○
	4	井 上 敏 文	○	9	池 田 和 幸	○
	5	坂 井 正 隆	○	10	西 原 好 文	○
会議録署名議員	7 番	吉 岡 隆 幸	8 番	土 淵 茂 勝	9 番	池 田 和 幸
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	町 民 課 長	相 島 千 代 治	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	環 境 課 長	坂 井 武 司	○
	教 育 長	熊 崎 知 行	○	産 業 課 長	百 武 一 治	○
	総 務 課 長	田 中 盛 方	○	こ ども 教 育 課 長	平 川 智 敏	○
	建 設 課 長	谷 口 学	○	会 計 室 長	溝 口 進 洋	○
	福 祉 課 長	山 中 晴 巳	○	政 策 課 長	山 下 栄 子	○
職 務 の た め 議 場 に 出 席 した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	三 溝 秀 行				
	書 記	永 尾 史 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽平成30年3月12日

- 日程第1 議案第2号 江北町国民健康保険条例等の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第3号 江北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第4号 江北町あん摩、はり、きゅう等の施術費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第5号 江北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第6号 江北町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第6 議案第7号 土地改良事業の計画変更について
- 日程第7 議案第8号 町道路線の認定について
- 日程第8 議案第9号 平成29年度江北町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第9 議案第10号 平成29年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第11号 平成29年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第12号 平成29年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第13号 平成29年度江北町水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第14号 平成29年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第15号 平成30年度江北町一般会計予算
- 日程第15 議案第16号 平成30年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計予算
- 日程第16 議案第17号 平成30年度江北町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第17 議案第18号 平成30年度江北町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第18 議案第19号 平成30年度江北町水道事業特別会計予算
- 日程第19 議案第20号 平成30年度江北町水道事業特別会計利益剰余金の活用について
- 日程第20 議案第21号 平成30年度江北町下水道事業特別会計予算
-

午前9時 開議

○西原好文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成30年第2回江北町議会定例会会期6日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は総括審議、委員会付託となっております。

お諮りいたします。議案第15号から議案第21号までは一般会計並びに特別会計の当初予算に関するものであります。つきましては、江北町議会委員会条例第4条の規定に基づき、予算特別委員会を設置し、審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第15号から議案第21号までは予算特別委員会を設置し、審査することに決しました。

しばらく休憩いたします。再開9時5分。

午前9時1分 休憩

午前9時5分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、江北町議会委員会条例第5条第1項の規定により、議長において指名したいと思います。

予算特別委員会委員の選任については、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の委員は以上のとおり10名と決しました。

次に、江北町議会委員会条例第6条の規定により、予算特別委員会の委員長及び副委員長が先ほどの休憩中に互選されておりますので、報告いたします。

予算特別委員会委員長に田中宏之君、副委員長に坂井正隆君、以上のとおり互選されました。

では、逐次議案の審議に入ります。

日程第1 議案第2号

○西原好文議長

日程第1. 議案第2号 江北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。8番土淵君。

○土淵茂勝議員

第4条についてお聞きします。

第4条は現行と比べますと、全面的に変わっております。ここでは第4条は「児童福祉法の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であって、民法の規定による扶養義務者のない者は、被保険者としない。」という、これは児童について言っているというふうに思いますけれども、ここに書かれている対象被保険者としない方々はどのようなふうに扱われるのかというのを1つお聞きしたいと思います。

もう一つは、同じところで、これまでの第4条の中に1と2がありますけれども、2の「日本の国籍を有しない者で江北町に住所を有する者の短期滞在者も被保険者としない」と、この文章はここに入っていないんですけれども、そのあたりをちょっと説明お願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中福祉課長。

○福祉課長（山中晴巳）

土淵議員の御質問にお答えしたいと思います。

この第4条の中で、今回、条例で定めることができる被扶養者としない者、適用除外の規定を児童福祉施設に入所している児童等で扶養義務者のいない者としということは、親がいない、扶養する者がいない児童については、税金等の賦課をしませんので、これは現行の国民健康保険法の中に規定がございますので、その分を削除したということでもあります。

それから、日本の国籍を有しない者で江北町に住所を有する者の短期滞在者がどういった方かということですかね。（「いいえ、条文から外されているのはなぜか」と呼ぶ者あり）

これが現行の規定は、先ほどと一緒に、国民健康保険法の規定の中に盛り込まれておりますので、条例からは削除をします。国民健康保険法の中に規定があるということでございます。

以上です。

○西原好文議長

土淵君。

○土淵茂勝議員

この第4条の対象になる方が江北町に何人ぐらいおられるんですか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中福祉課長。

○福祉課長（山中晴巳）

今、即答できませんので、後で調べて回答したいと思います。

○西原好文議長

よろしいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第2号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第2 議案第3号

○西原好文議長

日程第2．議案第3号 江北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。8番土淵君。

○土淵茂勝議員

これも議案説明で一応説明されているんですけども、なかなかわからないからお聞きしますけれども、参考資料の3ページに、現行と改正後ということで書いてあります。住所地特例を適用するという形で江北町が保険料を徴収すべき被保険者に加えると。ということは、今までこれは町として保険料を徴収していなかったということですかね。新たにこれを徴収

すべき被保険者としてここに加えるとなっていますからね、徴収するようになったのかどうか、以前と今回の改定の違い、そこをちょっとお聞きしたいんですけども。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中福祉課長。

○福祉課長（山中晴巳）

土渕議員の御質問の後期高齢者医療に関する条例の一部改正の中で、今度、住所地特例の制度が見直されたために、この条例改正をお願いしているところでありますけど、内容につきましては、議案の参考資料の3ページの表がありますが、国民健康保険に加入をされていた方が、例えば福岡県のほうに施設入所とか病院に入ったということで、住所地特例に入った場合については、これは今まで国民健康保険の被保険者ということであったわけですが、この方が75歳になれば後期高齢に移行します。このときは福岡県の被保険者になっていたということですが、この条例、納めた段階から、例えば今、江北町から福岡県にいらっしゃった方については、現在、江北町の被保険者なんですけど、今までは75歳になれば福岡県のほうの被保険者になったわけですが、今度からは江北町のほうになると。税金も江北町のほうが賦課徴収をするという形になります。今まで入っている方はそのままです。

以上です。

○西原好文議長

土渕君。

○土渕茂勝議員

聞いたのは75歳以上になってからの話ですね。今までは福岡のほうで徴収しよったということですか。それが今度は江北町で徴収するようになったと、そういう理解でいいんですか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中福祉課長。

○福祉課長（山中晴巳）

今まで住所地特例で福岡県になった方はそのままですが、新たに今度から75歳になって後期高齢に移行した方は、江北町が税金の賦課徴収をすると。今までの方は福岡県で徴収と、そのままです。新しく75歳になって後期高齢になった場合は、江北町が被保険者になりますので、江北町が被保険者というか、佐賀県の後期高齢者医療が保険者になりますから、

江北町のほうで賦課徴収をするという形になります。

以上です。

○西原好文議長

土淵君。

○土淵茂勝議員

今までは福岡で徴収しよったということですね。それを江北で徴収するようになったという事でいいんですね。（発言する者あり）

○福祉課長（山中晴巳）

はい、改定の内容はそうです。済みません。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第3号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第3 議案第4号

○西原好文議長

日程第3．議案第4号 江北町あん摩、はり、きゅう等の施術費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。9番池田君。

○池田和幸議員

勉強会の折に、たしか金丸議員のほうからやったですかね、質問が出ていました件については後で報告するという事だったと思いますけど、いかがですか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中福祉課長。

○福祉課長（山中晴巳）

それでは、議案の勉強会の折に、金丸議員のほうから質問があつておりました。質問の内容というのは、今回の条例改正で、うちのほうが出張による施術を行う町内在住の方の施術に対して助成を行うということで条例改正を上げているわけですが、出張マッサージをする方が訪問をするところが、例えば親族がいらっしゃった牛津町ですと、そこに町内の40歳以上のあん摩券を持った方が行って施術するのは助成の対象になるかという御質問でありました。うちの課内で協議をして検討をしたわけですが、助成の対象は対象者に該当しますので、それは助成の対象になるということで考えております。ですから、その施術者の方が例えば町外の建物で出張に行って、また町内の方がそこに行ってするのも助成の対象になるということでもあります。

以上です。

○西原好文議長

よろしいですか。池田君。

○池田和幸議員

そしたら、町内の方の施術者が佐賀に開業されて佐賀でされるのはいけないわけですよね。その辺の区別がちょっと済みません。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中福祉課長。

○福祉課長（山中晴巳）

あくまでも出張マッサージでありますので、施術所じゃなくて、個人の家とか、例えたらホテルとかで出張で来られる場合と同じ考え方ということで思っております。ですけど、うちのあん摩、はり、きゅうの施術費の助成に関する条例の中では、1つは施術所を江北所内に事業所を置いている方と、今回、出張によりマッサージを行う分が対象ということですので、佐賀市にその施術所を設けて、そこでする分については、江北町内ではありませんので、それは対象にはならないということでもあります。

以上です。（「はい、了解です」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

よろしいですか。ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第4号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第4 議案第5号

○西原好文議長

日程第4. 議案第5号 江北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

○西原好文議長

8番土淵君。

○土淵茂勝議員

江北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業というのが何を指しているのかというのがちょっとわからないので聞きますけど、これは江北町にある保育園、幼稚園、どれを指しているのかというのが1つですね。

もう一つは、これは平成27年度に条例3号で、1日当たり500円というのは延長保育のことだという説明だったと思うんですけども、これを国の基準に改定するというのが今回の提案ですけども、そうしなければならない理由というのがはっきりわからないんですけども、これまでどおりでしたら何か問題があるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対して答弁を求めます。平川こども教育課長。

○こども教育課長（平川智敏）

ただいまの土淵議員の質問にお答えをいたします。

まず1点目の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業ということで、町内ではどこが対象になるのかということでございますが、町内では幼児教育センターの幼稚園部門が対象となります。

それと、もう一点目であります。1日当たり500円と当初規定をいたしておりましたけれども、これにつきましては国のほうが一応指針ということで、時間設定で利用料を徴収する

ということで、規定がありましたので、一応、国の規定に準じてうちのほうも改正するという
ことをございます。

○西原好文議長

土淵君。

○土淵茂勝議員

これは、保育所は対象になっていないということですね。幼稚園だけの対象ということ
ですね。それをさっき聞きました。時間ごとに100円ずつ上がっていますね。こうしなければ
ならない理由についてはどうですか。国の基準はわかりました。この基準どおりにしなけれ
ばならないのかどうかですね。このままでいいんじゃないかというのは私の意見なんですけ
れども、どうでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対して答弁を求めます。平川こども教育課長。

○こども教育課長（平川智敏）

ただいまの質問でございますが、国の基準に合わせる必要があるのかということござい
ますが、幼稚園、保育園にも限らず、国のほうから補助金等をいただいて、当該施設のほう
に町を経由して交付しているという関係もございます。それで、国に準じて今回改定をする
ものであります。

○西原好文議長

熊崎教育長。

○教育長（熊崎知行）

済みません。補足して説明をさせていただきたいというふうに思います。

この条例を定めたときの一時預かりにつきましては、平日の幼児教育の2時以降、2時か
ら5時までの3時間を一応予想していたもので、半日程度の一時預かりだろうということで、
それなら500円ということでもいいんじゃないかというふうに決めていたものですが、今回、
長期休業日を入れたもので、当初は4時間ぐらいでいいのかなというふうに思っておまし
たけれども、ニーズのほうがもう少し長くしてほしいというものもありましたので、4時間
以上の時間帯になるとどれぐらいの金額がいいかというときに、国の基準を参考にさせてい
ただいたということをございます。

以上でございます。

○西原好文議長

土渕君。

○土渕茂勝議員

幼稚園が対象だということで、幼稚園の時間は大体午前中、昼食までという……（「2時」と呼ぶ者あり）2時間ですね。（「2時まで」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

土渕議員、2時まで。

○土渕茂勝議員

2時までね。今、それが保護者の要望で、ずっと長時間に——保育という形になるんですかね。だから、保育という形になって、この追加料金というのが出てくると。それとも幼稚園としての保育じゃなくて、幼稚園としての運営が長くなるということですかね。そのあたりはどうですか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対して答弁を求めます。平川こども教育課長。

○こども教育課長（平川智敏）

ただいまの御質問でございます。今回、先ほど、教育長のほうも説明をいたしましたとおり、本来は通常であれば8時半から2時までの保育ということで、幼稚園は2時下校ということになるわけですがけれども、制定当時につきましては2時から一応5時まで、3時間程度を一時預かりということで500円という定めをしておりました。今回、条例改正としてお願いしているのは、長期休業日、いわゆる夏休みとかの場合でございます。それで夏休みに例えば通常どおり8時半から14時まで——午後2時までお預かりするとした場合には、国の基準に準じて利用料を徴収したらどうかということで、今回改正をしているところでございます。

○西原好文議長

土渕君。

○土渕茂勝議員

幼稚園の運営というのはよくわからないから聞いているんですけど、通常2時までですかね。長期というのは夏休みにということで、それは対象になったということですね。はい、わかりました。

○西原好文議長

よろしいですか。土渕議員、先ほど福祉課の答弁の中で後だってということでしたけど、答弁をさせますので。（「第4条の」と呼ぶ者あり）第4条の分で何人ぐらいいますかということ、山中福祉課長。

○福祉課長（山中晴巳）

それでは、先ほど、国民健康保険条例等の一部を改正する条例の中の第4条に該当する分ですけど、ここで「児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であって」ということで、江北町のほうからそういった施設に入所をしている方は現在3名いらっしゃいますけど、扶養義務者がありますので、対象者は江北町の場合はゼロであります。

以上です。

○西原好文議長

土渕議員、よろしいですか。

○土渕茂勝議員

はい。

○西原好文議長

議案第5号について、ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第5号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第5 議案第6号

○西原好文議長

日程第5．議案第6号 江北町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。土渕君。

○土渕茂勝議員

11ページのところの5のところのその次の文章ですね。「多様化する住民ニーズに対応するために私立保育園新築及び増・改築事業へ補助を実施。」と。その次に、「放課後の家庭に誰もいない児童の健全育成に向けた取り組みとして、公立保育園の空きスペースを改修して放課後児童健全育成事業を実施。」と、これが加えられているんですけど、公立保育園の空きスペースの改修ということですけども、この間、例会で一応こども教育課からだったですかね、説明がっております。公立保育園の民間への移譲じゃないですけど、江北町立保育園はやめて民間にというふうに報告されましたけれども、この問題はまだ決定していないんじゃないかと。だから、私はこの文言は削除すべきじゃないかというふうに思います。

もう一つは、そのずっと下、括弧の中に保育園民営化事業というのがありますね。その下の小規模保育所開設事業というのがあります。小規模保育所というのはこの1年間、「なのはな」という形で実施されております。ただ私は、1年間の小規模保育の実態を見た場合に、小規模保育所の開設事業というのは進めるべきじゃないというふうに思っております。いわゆるゼロ歳から2歳を対象にしますよね。その施設の問題とか、それから給食の問題、それが普通の保育所とは違った形で、規制緩和という形でされていますけど、実態を見てみて、これではちょっと保育と言えるんだろうかという懸念を持っていますので、これも私は小規模保育所開設事業を掲げることには賛成できないということと、最初のところはまだ決まっていないのにこういう文言をつけるのはおかしいんじゃないかと、この2点です。

○西原好文議長

土渕議員、2点目なんですけど、あくまでも過疎計画の中でもう既に開設されているのを文言を掲げるべきじゃないというのは、答弁的にはもう開設しているもので、どうでしょうか。この分も入っていたんですよね。これは新旧対照の上と下で、新旧になっていてもう入っていたんですよね。（「小規模保育もね」と呼ぶ者あり）はい。だから、それが今回、小規模保育がふえたんじゃないなくて、入っていたものですから、先ほどの2問目についてはちょっと答弁できないと思うんですけど……（「それはもう、じゃ……」と呼ぶ者あり）答弁、そしたら……（発言する者あり）はい。山田町長。

○町長（山田恭輔）

土渕議員の御質問にお答えをいたします。

土渕議員の小規模保育所の是非でありますとか、もう一点の御質問で触れられたことについての賛否については御意見として承っておきたいというふうに思いますけれども、本来、

過疎地域自立促進計画という計画そのものが、これからあり得ることについては記載をしておきませんと、いざ事業を実施したときに記載をされておきませんと、私どもの町の財源の虎の子と言っても過言ではないと思いますけれども、いわゆる過疎関係の財源の活用ができないわけであります。ですから、決まっていなものは掲載してはいけないということであれば、ほとんどのものがなかなか掲載ができないということになりますし、今後、可能性がある事業については可能な限り盛り込んでおくというのが過疎計画の策定の仕方であろうと思っておるものですから、今回もそうしたものについても掲載をさせていただいているということでございます。

○西原好文議長

土淵議員、よろしいですか。土淵君。

○土淵茂勝議員

賛成ではないんですけど、そういう考え方、私が言ったのは、特に公立保育所の問題についてはまだ十分議論も尽くされていないしということもあって、ここに掲げなくてもいいんじゃないかというふうに思いましたので、言いました。意見は意見としてということでもいいですか。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。9番池田君。

○池田和幸議員

委員会付託になると思いますけれども、1点ですけど、議案資料の中に促進計画についてずっとありますけど、この中で人口の推移のところ、文言で、横ばいが続いているというのが2カ所ぐらい入っていると思いますけど、過疎の認定について、うちとしては人口が減らない町ということでも少しアピールしていますし、佐賀県の中心ということですが、この辺の過疎の認定についての不安要素はないのか、1点だけお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対して答弁を求めます。山下政策課長。

○政策課長（山下栄子）

池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

過疎の促進事業につきましては、毎回、伸びてきているものであります。昭和の四十何年から始まって、その時期、時期に、ずっと追加、追加でなっております、一応今回が32年

度までとなっておりますので、その後がどうなるかというのはまだ明確になっておりませんので、ただ、やっぱり平成27年度の国勢調査の人口のその結果とかがやっぱり影響あるのではないかというところもありまして、若干、うちとしては心配をしているところであります。

ただ、大幅にふえているわけでもありませんし、今後の見込みとかを考えたときに、そこら辺を考えると、ちょっとどうなのかなというふうに不安なところではありますけど、ちょっと何とも言えないところであります。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

その辺は国のほうからの打診とか、今のところまだ全然受けていないということによろしいですか。——はい、いいです。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第6号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第6 議案第7号

○西原好文議長

日程第6. 議案第7号 土地改良事業の計画変更についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第7号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第7 議案第8号

○西原好文議長

日程第7. 議案第8号 町道路線の認定についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。9番池田君。

○池田和幸議員

一般質問で少しお聞きしたんですけど、別のこの議案に対してということで、町道認定について、これは行政のほうからの要望案という形で出ていると思いますけれども、この辺は別に地元からの要望とかは全然なかったのか、1点だけお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。谷口建設課長。

○建設課長（谷口 学）

地元からの要望というのは伺っておりません。町のほうで計画をしています。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

補足説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

そもそもの今回の安全対策ということについて言えば、平成24年だったと思いますけれども、地元からも安全対策の要望が上がっていたということでもありますので、町のほうが独自にということですか、やったがいいんじゃないかということをやっているというわけではなくて、当然そうした要望も踏まえてやっているということでもありますので、補足をさせていただきます。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第8号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第8 議案第9号

○西原好文議長

日程第8. 議案第9号 平成29年度江北町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。9番池田君。

○池田和幸議員

事項別明細書で説明したいと思います。

21ページ、総務費の中の広報情報費、13. 委託料につきまして、ホームページの改修業務委託料ということで、私も何回か議会のほうでも質問させていただいたんですけども、当初の話だと29年度中に委託改良するというので受けていたと思いますけれども、今回、599万4千円ということで、丸々補正減になっております。まずこの理由をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山下政策課長。

○政策課長(山下栄子)

池田議員の御質問にお答えします。

ホームページの改修業務委託については、当初計画をしております、進める予定だったんですけども、業務がいろいろ多様にありまして、なかなかスムーズに進まない点もございまして、仕様書ぐらいまではできたんですけども、ちょっと今年度中にできない部分があったので、一旦おろさせてもらって、30年度には早目にさせていただきたいというふうに思っております。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

これは当初予算で一応町長の目的の中にも1つ掲げられたと思うんですけど、その辺、今の課長の答弁だと時間がなかったというような答弁だったような気がしますけれども、そういうことでよろしいのでしょうか。いかがですかね。

○西原好文議長

ただいまの質問に対して答弁を求めます。山下政策課長。

○政策課長（山下栄子）

本当にカットして申しわけないなというふうに思っております。30年度にはしっかりやらせていただきます。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

池田議員御指摘のとおり、平成29年度の事業として予定をいたしておりました。その後の要素として1つ申し上げないといけないのは、国のほうからセキュリティー対策について、いろいろ御存じのとおり報道でもにぎわせたように、個人情報の流出であるとか、そうしたセキュリティーの漏れということが大変問題になりました。これは行政機関ではありませんけれども、年末は電子通貨の流出の問題なんかもありまして、国のほうから従来にも増してセキュリティー対策の強化ということの指示を受けておるところでございます。これからホームページを改修するに当たっては、そうしたセキュリティー対策というのを当初予定していたものよりも、さらに強化をした形での改修ということが必要になったものですから、平成30年度に改めて改修の計画の見直しをした上で実施をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

内容的にはわかりましたけれども、当然、30年度も当初予算に上がっています。ただ、我々も昨年、当初予算でそういう質問もしてまして、町民の方にもよく言われるんですよ。ずっと変わっていないと。いや、ことし変わりますよというのは去年の段階。私も秋ぐらいには変わるかなと思って、それ以降、自分も企画のほうには催促していませんけれども、その辺はある程度、我々議員のほうにも、できないようであれば言ってもらったほうが、やっぱり町民の皆さんにもまた連絡等も行くと思いますので、その辺はこれからお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

池田議員の御指摘のとおりだというふうに思います。不測の災害等ならまだしも、本来、当然、平成29年度でやるつもり、もしくはやれるつもりで予算もわざわざお願いをして承認をいただいたわけですから、さばけなかったという一言で事業をしないということはやはり不誠実ではないかというふうに思っております。

ただ、先ほど申し上げましたような事情もあるものですから、そうしたセキュリティー対策等もしっかりとった上で、平成30年度の事業として進めてまいりたいと思いますし、どの段階だったですかね、年度の途中の段階で、今年度の事業実施は難しいだろうということも判断をいたしましたものですから、本来ならその時点で議員各位には御報告をすべきだったと反省をいたしております。

以上でございます。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

よろしいですか。ほかに質疑の方ございませんか。4番井上君。

○井上敏文議員

事項別明細51ページ、建設課のほうにちょっとお尋ねをしたいと思います。

土木費運用の説明の欄で上の枠の4番目、道路舗装補修事業、これは768万5千円の減額であります。これは当初予算と比較すれば、内容は西分踏切と宿踏切の分ではないかなと思ったんですが、当初予算からすれば38%の減なんですね。38%で3分の1も事業ができなかったのかどうなのか。その辺が当初計画と実施した差は何手あったのかということをお尋ねしたいと思います。

それともう一点、同じく51ページですけど、下の欄の2の町道駅南地区東西線道路改築工事ですけど、これの設計委託料420万円減額してあります。6月補正の段階で4,000万円ほど上がっておりました。入札減か何かわかりませんが、この分の設計について調査と設計もされたと思うんですね。この設計はどの幅員で設計されたのか、お尋ねしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。谷口建設課長。

○建設課長（谷口 学）

井上議員の御質問にお答えいたします。

768万5千円の分の減額ということでございますけれども、この分につきましては、西分踏切の分のところと、あと上惣の踏切の分、2カ所の分を計上させていただいておりました。ですけれども、国の予算のほうがつきませんでしたので、この分を減額させていただいております。

それと東西線の測量委託の減額でございますけれども、これは当初8.5メートルで計上していた分で、4メートルに計画変更をしましたため420万円の減額ということになっております。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

1点目はわかりました。上惣の踏切の分はJRがしたということなんですかね。そういうふうに私は聞こえたんですが、また補足があれば説明してください。

それと2の駅南東西線です。もう4メートルで設計をされたということなんですかね。設計も積算もということの説明を受けましたけど、この分については当初予算、特別委員会でも議論をしていきたいと思っておりますけど、4メートルに決定されたというのは議員例会の折、聞いたんですが、ただ前に私たちが聞いたのは、8.5メートルを9.5メートルということで報告も受けておりましたが、4メートルで設計されたというのは議会にもそういうのが事前に設計されたということはあってもいいんじゃないかなと思うのは、その辺が疑義に感じるところであります。

この東西線については、半分はまた予算委員会でも質疑をしていきたいと思っておりますけど、その辺のいきさつが議会との関係がどうかという気はしますが、2点です。

○西原好文議長

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。谷口建設課長。

○建設課長（谷口 学）

道路舗装につきましては、国の予算がつかなかったということです。JRじゃなくてです。当初予算……（「場所は上惣」と呼ぶ者あり）はい、上惣です。（「場所は2カ所でしょう」呼ぶ者あり）はい、2カ所です。（「西分と上惣と2カ所」と呼ぶ者あり）

測量設計の減額の分ですけれども、説明会から検討を重ねてきましたけれども、今回4

メートルでの設計でお願いしたいということで減額の補正をお願いしております。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

私は予算を否定するものではありません。予算を否定するものではありませんが、ただ、この計画について疑義を感じている者の一人であります。これは特別委員会の折に議論をしていきたいと思いますか。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

駅南地区、東西線の幅員計画につきましては、今回、一般質問の中でもその経緯と、また計画見直しの私どもとしての理由については御説明を申し上げたつもりでありますし、これまでもそうした見直し等々のときには議員各位には随時御報告もさせていただいていたというところでございます。今回、一般質問の中でも明らかになりましたのは、議員の皆さん方の中でも幅員についてはそれぞれ御意見があるということだったのではないかというふうに思いました。

それで、私どもとしては今回、道路の認定も含めてですけれども、道路の設計、または来年度予算まで含めて、最終的な見直し案であります幅員4メートルを前提に現在、予算案なり議案なりを提出させていただいております。これを最終的な町的意思としてするためには、議会の承認を最終的にはいただく必要があるものですから、ぜひそこは逆に言いますと、議会の中で、委員会の中でしっかり議員各位にも議論をいただいて、最終的に多数決になるのかどうかわかりませんが、そこは議会の最終的な結論として議決をいただければというふうに思っております。私どもとしてはこれまで随時御説明も御報告も申し上げた上で、最終的な案として今回お願いしておるところは重ねて申し上げさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

この補正予算については各常任委員会付託になると思います。私は総務でありますので、この分については産業委員会でしっかり議論をしてもらいたいと思います。

それと、もう一点いいですかね。

○西原好文議長

はい、いいですよ。

○井上敏文議員

済みません。55ページ、お願いします。

55ページの右側の説明の事項で上から4番目ですね。住宅・建築物耐震改修事業というのがあります。これも減額が耐震改修促進計画策定委託料276万4千円減額されております。これは当初予算からすれば41%の減ですね。同じ19の負担金補助及び交付金の中の耐震診断事業臨時補助金、これは107万5千円減額されておりますが、これも当初予算からすれば78%の減額、大幅な減額であります。この辺は当初見込みと実績が違うわけですけど、どうしてそのようになったかですね。この辺の主に19の耐震診断事業臨時補助金、これは診断をしていくと思うんですけど、どういった形で実際進められたのかをお尋ねしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。谷口建設課長。

○建設課長（谷口 学）

井上議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の耐震改修促進計画策定の委託料の△の276万4千円の分でございます。この分につきましては、当初、県のほうの耐震改修促進委託料の分でこのくらいかかるだろうと、県の資料を参考に当初組んでおりました。県と協議をいたしまして、町の場合は、ちょっと内容は忘れちゃけれども、ここまでは要らないというのが出てきましたので、その分を削除して減額したのと入札減の分でございます。

それでもう一つの負担金、補助及び交付金の107万5千円の減額でございます。当初、図面あり5件と図面がない場合の15件、計20件で要望をして、実際4件の申請があって支払いを済ませております。107万5千円の減ですけど、16件の分がちょっと申請がなかったと、やはり震災とか地震に対しての意識の低さがあって、してみようということがなかったんじゃないかなということと、あと、この分につきましては、本人さんが自分の家の耐震をお願いしますということで申請をされて、県内に、県で講習を受けた耐震診断登録建築士の

方がいらっしゃるしまして、その方に頼んで審査を行っていただきまして、その後、その耐震が、自分の家は大体どのくらいに耐えるとか、弱いところはここですよとか、今の基準ではこういう感じになっておりますというようなことで、審査が上がって調査をされた方が役場のほうに診断結果を持ってこられます。あと、それをもってうちのほうが支払いをするということなんです。

○西原好文議長

何か武富課長補佐、補足説明できますか。井上君。

○井上敏文議員

補足はないようですので、これも委員会付託になるかと思います。産業委員会のほうで、その御質疑があれば質疑をしていただきたいと思います。私は先ほどの説明で了解いたしました。

以上です。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。9番池田君。

○池田和幸議員

事項別の39ページですけれども、衛生費の中の塵芥処理費の13. 委託料、ごみ袋作成委託料で減の126万4千円と出ていますので、この説明をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。坂井環境課長。

○環境課長（坂井武司）

池田議員の御質問にお答えいたします。

ごみ袋作成委託料の126万4千円の減でございますけど、これにつきましては入札減によるものと一部作成不要の袋があったための減額でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

入札減はわかりますけど、作成不要というのはどういうことでしょうか。

○西原好文議長

作成不要というのはどういう意味でしょうかということです。質問に対して答弁を求めま

す。坂井環境課長。

○環境課長（坂井武司）

これにつきましては、1つ、平成29年度当初で特大のごみ袋を作成するように予定をしておりました。これにつきまして去年の6月の一般質問の折だったですかね、その中で特大のごみ袋導入につきましては検討をしたいということになりましたので、こちらについて作成をしておりません。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

ちょっとわからないところもありますけれども、先ほどの4番議員じゃありませんけど、産業常任委員会で少し聞いていただきたいと思います。はい、よろしいです。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第9号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第9 議案第10号

○西原好文議長

日程第9．議案第10号 平成29年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第10号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第10 議案第11号

○西原好文議長

日程第10. 議案第11号 平成29年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第11号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第11 議案第12号

○西原好文議長

日程第11. 議案第12号 平成29年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第12号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第12 議案第13号

○西原好文議長

日程第12. 議案第13号 平成29年度江北町水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第13号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第13 議案第14号

○西原好文議長

日程第13. 議案第14号 平成29年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。4番井上君。

○井上敏文議員

下水道のほうでちょっとお尋ねしたいと思います。

9ページですね。下水道の事項別明細9ページの右側の説明の一番下の欄ですね。下水道維持管理費の委託料の中ぽつ3段目、不明水調査業務委託料というのがあります。975万5千円の減です。これは当初予算からすれば48%、半分ほどの減になっております。同じく平成30年度、来年度の予算に400万円ほどまた上がっております。この辺を減額してまた当初予算に上げるというのは、進捗がうまくいかなかったのかどうかとは思うんですが、今の進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

それともう一点、11ページの上の欄の2の低コスト型農業集落排水という項目の中の15. 工事請負費、これは農排と思うんですけね——農業集落排水。農排の中の工事請負費7,740万円の減、これは当初予算からすれば69%減、約7割の減になっております。この辺、こんな大きく減額をせざるを得なかった理由をお尋ねしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。坂井環境課長。

○環境課長（坂井武司）

井上議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目です。委託料の不明水調査業務委託の現在の進捗状況ということでございます。こちらにつきましてマンホールと各家庭の公共ますの調査を行っております。その目視調査というのはもう完了しております。ただ、天候が、雨が少なかったものですから、不明水の原因究明というようなところまではちょっと至っておりません。ということで、今回、29年度分をちょっとジャスコ南側あたりのエリアを含めまして、工期につきましても繰り越しをいただく予定で調査をするようにしております。

2点目の低コスト型農業集落排水施設更新支援事業の7,830万円の減額でございます。こちらにつきましては国の予算がつかなかったために補助金を減額されております。それによりまして、工事請負費7,740万円の減額が生じております。これにつきまして当初、内示予算の割り当てがありまして、こういう状況になるというのはわかっておったんですけど、その後の追加配分があった際には、ぜひこちらのほうに回してくださいというお願いをしていた関係上、今回まで当初の予算を継続していたものでございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

2点目はわかりました。補助事業の関係ということですね。1点目の減額の理由として、先ほど説明の中に繰り越しという文言がありました。私、よく勉強していないから、繰り越しがあるのかどうかというのはちょっとわかりませんが、繰り越しがあつて、当初にまた計上されているその辺の事業計画そのものがちょっとよくわかりませんということです。

以上です。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。坂井環境課長。

○環境課長（坂井武司）

申しわけございません。こちらにつきましては、ちょっと資料を持参しておりませんので、後ほどお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

これも産業委員会で議論されることでありますので、内容は審議していただきたいと思
います。報告は報告で私にさせていただきたいと思います。

不明水については、原因究明は難しいということだと思います。私も難しいなとは思いま
すが、これだけ金をかけるとすれば、原因究明の効果があるように、しっかりやっていただ
きたいと思います。ほかの町でもありましたけど、そういう調査をした結果、わからなかつ
た。それも調査の一つではあるんでしょうけど、調査の方法にもよるかと思いますが、そ
の辺はすっかり原因を突きとめて、その改善に当たっていただきたいと思います。

以上です。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第
36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第14号は常任委員会に付託することに決しました。

お諮りいたします。日程第14. 議案第15号から日程第20. 議案第21号までは一般会計並び
に特別会計の当初予算に関するものでありますので、一括上程いたしたいと思います。これ
に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第15号から議案第21号までは一括上程いたします。

日程第14～第20 議案第15号～議案第21号

○西原好文議長

日程第14. 議案第15号 平成30年度江北町一般会計予算から日程第20. 議案第21号 平成
30年度江北町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第15号から議案第21号は予算特別委員会に付託することに決しました。

しばらく休憩いたします。再開10時20分。

午前10時12分 休憩

午前10時20分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

先ほど議案第14号 事項別明細の9ページ、不明水についての井上議員からの質問に対し、坂井環境課長のほうから説明があるそうです。坂井環境課長。

○環境課長（坂井武司）

先ほどの井上議員の御質問で、まず繰り越しにつきましては、雨水の流入調査がまだ完了しておりませんので、そちらについて繰り越しをさせていただくというものでございます。あとジャスコ周辺でちょっと調査をしたほうが良いというところがあったので、そちらもちょっと追加して繰り越しをさせていただくようにしております。（「当初予算については……」と呼ぶ者あり）

それと当初予算につきましては、土元地区と門前地区とそれとジャスコ周辺の分を計画しております。

○西原好文議長

井上議員、よろしいですか。井上君。

○井上敏文議員

内容を今、具体的な場所についていろいろ言われましたけど、それは置いといて、一般的に当初予算を組み、そして事業を行い、そして不要になった分は減額するということですね。それで、次の年度は新たな事業が出れば、当初に組むというのが普通なんですが、今回数字

を見て、大幅な減額をして、そして繰り越しもあると。そして当初予算にも同じ事業をまた組んでいると。この辺がなぜそうされたのか、よくわかりません。

これは委員会付託になると思います。私たちにちょっと今、説明ではよくわかりませんが、当初事業はこういう計画をしとったと。補正によって不用になった。できなかったのは減額しますと。その中にせんばらんとは繰り越しはどういうのがありますと、当初予算はこういうふうに組んでおりますというのを事業内容、位置図も含めてそういった資料を提出していただければと思いますが、いかがですかね。

○西原好文議長

坂井環境課長。

○環境課長（坂井武司）

まず、24年度当初ですが、こちらにつきましては町内全域を公共下水道の全体を調査するようにしておりました。これをマンホールポンプの稼働状況をちょっと調べまして、稼働状況が多い地区を選定、絞り込みをしております。それが上小田地区と宿地区がマンホールポンプの稼働が多かったわけですけど、そちらについて29年度調査を行いました。全体を計画しとったものが地区を絞ったために、委託料が減額となったものです。

それと繰り越しにつきましては、そのマンホールと公共ますの調査は終わっているんですけど、天候がよかったもので、雨水の流入調査というのができずにおりました。これをちょっと繰り越しをさせていただきまして、梅雨明けぐらいまで雨が降るのをちょっと待つような状況で確認をしたいということで繰り越しをお願いしております。

新年度につきましては、今回29年度では調査しておりませんでしたけど、土元と門前地区についても、ちょっとマンホールポンプの稼働が多いというところもございまして、そちらのほうを調査させていただくというものでございます。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

御質問にはきちんと答えないと、せっかく我々としても必要な事業の見直しもしつつ、当初予定していた事業を実施せんばいかんというふうに思ってやっているわけではありますが、なかなか説明がうまくできないがために、傍聴の方を初めテレビ等でごらんになっておられる方が、何か町のほうが余り積極的に仕事をやっていないんじゃないかとか、この間から

言っておりますように、場当たりにやっているんじゃないかと、やはりそういうふうに見えるのは非常に残念だなというふうに思います。

井上議員が御指摘いただきましたように、今回の減額補正の内容、また繰り越しの理由、それと新年度予算で新たに計上させている理由ということについては、きちんと整理を実はしているんですけど、そこをうまく説明ができていないようなので、委員会の中でも御説明をしたいと思いますが、大まかに言えば、当初、不明水というぐらいだから全町的な調査を行う予定にしておりました。ただ、その後、いろいろ調査をしていく中で、ある程度当たりをつけることができたものですから、地域を少し限定させていただいたということになります。

ただ、その限定をさせていただいた地域については、少し深堀りといいたいでしょうか、調査もせんといかんものですが、どうしても雨が降らないとできないということもありましたものですから、今回、繰り越しをさせていただいているというのは、この期間ももったいないというんですかね、もし雨が降ったらすぐにでも調査ができるように、切れ目のない調査をしたいという意向がありましたものですから、減額はさせていただいたものの、予算の残額の分については繰り越しをさせていただいて、雨が降ればいつでも調査ができるという体制を組みたいということで、繰り越しを今回お願いしているところであります。

当初予算については、冒頭、当たりをつけたというふうに申しあげましたけれども、それ以外でも、ひょっとするとといいたいでしょうか、不明水の発生源となっておる可能性がある場所が新たにわかったものですから、そこについては新年度に新たに調査をさせていただきたいということですが、いずれにしても、きちんと整理をして、また御説明をさせていただきます。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

わかりました。今後のことですが、今回提出された資料だけではわかりにくいので、今後のことにもなるかと思いますが、説明がこの数字だけではできないとなれば、資料を添付して、そしてその上で説明をしていただければ、私たちもよくわかりますし、町民にもよくわかるんじゃないかなと思います。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

さらに恥をさらすようで何なんですけれども、本来なら御質問をいただくようなことであるのであれば、事業説明書にも本来なら掲載はやっぱりすべきだったなというふうに思いますが、残念ながら補正予算の事業説明にも今回準備をいたしておりませんし、当初予算の事業説明にも不明水調査についての説明をいたしておりません。そこはやはりこういうふうに大幅な減額をいたしましたり、繰り越しをさせていただいたり、または新たに調査箇所をふやしたりさせていただいているわけでありまして、これは先ほどの国や県の事業に乗ってやっているわけではなくて、町独自でやっていることでもありますので、やはり事前にといいましょうか、あらかじめそうした資料といいましょうか、情報というのは提供すべきであったということは深く反省をいたしております。

以上でございます。

○西原好文議長

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、引き続き審議に入ります。

休憩中に各常任委員会及び予算特別委員会に付託する分の案が決まりましたので、局長より報告させます。三溝局長。

○議会事務局長（三溝秀行）

それでは、各常任委員会に付託分、それと予算特別委員会に付託分を報告いたします。

平成30年3月議会定例会委員会付託議件（案）

○総務常任委員会付託分

議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号

議案第6号

議案第9号 歳入全部と歳出のうち 款1 議会費

款2 総務費 ただし項1総務管理費の目5企画費の

区分3ふるさと納税推進事業費を除く

款3 民生費 款4 衛生費のうち 項1保健衛生費の

目1保健衛生総務費 目2予防費

款9 消防費 款10 教育費 款12 公債費

議案第11号 議案第12号

○産業常任委員会付託分

議案第7号 議案第8号

議案第9号 歳出のうち 款2 総務費のうち 項1 総務管理費の
目5 企画費の区分3 ふるさと納税推進事業費

款4 衛生費のうち 項1 保健衛生費の目3 環境衛生費

項2 清掃費 款6 農林水産業費 款7 商工費

款8 土木費 款11 災害復旧費

議案第10号 議案第13号 議案第14号

○予算特別委員会付託分

議案第15号 議案第16号 議案第17号 議案第18号

議案第19号 議案第20号 議案第21号

以上でございます。

○西原好文議長

以上のとおり各常任委員会及び予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、以上のとおり付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会します。

午前10時32分 散会